

第4編 風水害等災害対策編

第4編 風水害等災害対策編

第1章 災害予防対策	1
第1節 風水害等に強い町土づくり	1
第1. 水害予防対策	1
第2. 高潮、波浪等災害予防対策	3
第3. 土砂災害予防対策	5
第4. 土砂災害防止法に基づく被害防止対策	7
第5. 風雪害予防対策	11
第6. 農林水産業災害予防対策	11
第2節 都市の防災対策	13
第1. 目的	13
第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮	13
第3. 都市公園施設等整備の推進	13
第3節 建築物等の予防対策	14
第1. 目的	14
第2. 防災事業の施行	14
第4節 ライフライン施設等の予防対策	16
第1. 目的	16
第2. 水道施設	16
第3. 下水道施設	17
第4. 電力施設	17
第5. ガス施設	18
第6. 電信・電話施設	20
第7. 共同溝・電線共同溝の整備	21
第8. 廃棄物処理施設	21
第5節 情報通信連絡網の整備	22
第1. 目的	22
第2. 町における災害通信網の整備	22
第3. 防災関係機関における災害通信網の整備	23

第6節	職員の配備体制	24
第1.	目的	24
第2.	町の配備体制	24
第3.	防災関係機関等の配備体制	24
第4.	町議会との相互協力	24
第5.	防災担当職員の育成	25
第6.	人材確保対策	25
第7.	感染症対策	25
第8.	応急活動のためのマニュアルの作成	25
第9.	業務継続計画(BCP)	25
第7節	防災拠点等の整備・充実	26
第1.	目的	26
第2.	防災拠点の整備及び連携	26
第3.	防災拠点機能の確保・充実	26
第4.	ヘリポートの整備	26
第5.	防災用資機材等の整備	26
第8節	相互応援体制の整備	28
第1.	目的	28
第2.	相互応援体制の整備	28
第3.	町の相互応援協定	28
第4.	県による町への応援	28
第5.	非常時連絡体制の確保	28
第6.	資機材及び施設等の相互利用	29
第7.	救援活動拠点の確保	29
第8.	関係団体との連携強化	29
第9節	医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備	30
第1.	目的	30
第2.	医療救護活動体制の整備	30
第3.	搬送体制の確立	31
第4.	心のケアへの対応	31
第5.	広域医療体制の整備	31
第6.	医薬品、医療資機材の整備	31
第10節	緊急輸送体制の整備	32

第1. 目的	32
第2. 緊急輸送道路の確保	32
第3. 臨時ヘリポートの確保	33
第4. 緊急輸送体制	33
第5. 港湾・漁港機能の確保	33
第11節 避難対策	34
第1. 目的	34
第2. 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報	34
第3. 避難誘導体制	36
第4. 指定緊急避難場所の確保	36
第5. 避難路の確保	38
第6. 避難路等の整備	38
第7. 避難誘導体制の整備	38
第8. 避難行動要支援者の支援方策	39
第9. 教育機関における対応	39
第10. 避難計画の作成	39
第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応	39
第12. 避難に関する広報	39
第12節 避難受入れ対策	41
第13節 食料・飲料水及び生活物資の確保	42
第14節 災害廃棄物対策	43
第15節 ボランティアのコーディネート	44
第1. 目的	44
第2. ボランティアの役割	44
第3. 災害ボランティア活動の環境整備	44
第4. 本町の主なボランティア団体	44
第5. 専門ボランティアの登録	44
第6. 一般ボランティアのコーディネート体制	45
第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	46
第17節 防災訓練の実施	47
第18節 防災知識の普及	48
第1. 目的	48
第2. 防災知識の普及、徹底	48

第3. 学校等教育機関における防災教育	52
第4. 住民の取り組み	52
第5. 防災指導員の育成	52
第6. 災害教訓の伝承	52
第19節 地域における防災体制	53
第1. 目的	53
第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割	53
第3. 自主防災組織の育成・指導	53
第4. 自主防災組織の活動	53
第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	54
第20節 企業等の防災対策の推進	55
第1. 目的	55
第2. 企業等の役割	55
第3. 企業等の防災組織	55
第4. 事業継続計画策定の推進	56
第21節 災害種別毎予防対策	57
第1. 火災予防対策	57
第2. 危険物等災害予防対策	60
第3. 海上災害予防対策	62
第4. 航空災害予防対策	63
第5. 道路災害予防対策	63
第6. 龍巻等突風対策計画	65
第2章 災害応急対策	66
第1節 防災気象情報の伝達	66
第1. 目的	66
第2. 防災気象情報	66
第3. 気象警報等の伝達	78
第4. 異常現象の発見者の通報と措置	78
第2節 防災活動体制	79
第1. 目的	79
第2. 初動対応の基本的考え方	79

第3.	町の活動体制	79
第4.	動員計画	80
第5.	災害対策本部	80
第6.	災害警戒本部	81
第7.	初動体制職員	82
第8.	留意事項	82
第9.	自衛隊の派遣要請	82
第10.	警察の活動	82
第11.	消防機関等の活動	82
第12.	防災関係機関の活動	83
第13.	関係機関等との連携	83
第3節	警戒活動	84
第1.	目的	84
第2.	警戒体制	84
第3.	水防活動	84
第4.	土砂災害警戒活動	85
第5.	ライフライン、交通等警戒活動	85
第4節	避難活動	86
第1.	目的	86
第2.	高齢者等避難	87
第3.	避難の指示等	87
第4.	避難の指示の内容及び周知	88
第5.	避難誘導	91
第6.	指定緊急避難場所の開放及び周知	92
第7.	避難所の開設及び運営	92
第8.	避難情報の発令等による広域避難	93
第9.	避難長期化への対処	93
第10.	帰宅困難者対策	93
第11.	孤立集落の安否確認対策	93
第12.	浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策	93
第13.	広域避難者への支援	94
第14.	在宅避難者への支援	95
第15.	学校・社会福祉施設等における避難対策	95
第16.	避難所以外への避難者の誘導	95

第5節 災害情報の収集・伝達体制	96
第1. 目的	96
第2. 災害情報	96
第3. 災害情報収集・伝達体制	97
第6節 通信・放送施設の確保	98
第1. 目的	98
第2. 県、町防災行政無線	98
第3. 消防無線通信施設	98
第4. 災害時の通信連絡	98
第5. 放送要請	99
第6. 郵便関係の措置	99
第7節 災害広報活動	100
第8節 災害救助法の適用	101
第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	102
第10節 相談活動	103
第11節 相互応援活動	104
第12節 海外からの支援の受入れ	105
第13節 自衛隊の災害派遣	106
第14節 救急・救助活動	107
第15節 医療救護活動	108
第16節 交通・輸送活動	109
第17節 ヘリコプターの活動	110
第18節 公共土木施設等の応急対策	111
第19節 応急仮設住宅等の確保	112
第20節 ボランティア活動	113
第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	114
第22節 愛玩動物の収容対策	115
第23節 防疫・保健衛生活動	116
第24節 遺体等の搜索・処理・埋葬	117
第25節 社会秩序の維持活動	118
第26節 災害廃棄物処理活動	119
第27節 教育活動	120

第28節 ライフライン施設等の応急復旧	121
第29節 防災資機材及び労働力の確保	122
第30節 農林水産業の応急対策	123
第31節 応急公用負担等の実施	124
第32節 災害種別毎応急対策	125
第1. 目的	125
第2. 火災応急対策	125
第3. 危険物等災害応急対策	130
第4. 海上災害応急対策	133
第5. 航空災害応急対策	136
第6. 道路災害応急対策	136
第7. 龍巻等突風災害応急対策	137
第3章 災害復旧・復興対策	138
第1節 災害復旧・復興計画	138
第2節 生活再建支援	139
第3節 住宅復旧支援	140
第4節 産業復興の支援	141
第5節 都市基盤の復興対策	142
第6節 義援金の受入れ、配分	143
第7節 激甚災害の指定	144
第8節 災害対応の検証	145

第1章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い町土づくり

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
関係部署	宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台塩釜港湾事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 風水害防災対策の整備	○		
● 水防器具、資材の整備	○		
● 風速・雨量情報の収集、情報等の提供	○		
● 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化	○		
● 潮位観測体制の確立	○		
● 防潮堤等、海岸、漁港施設の整備の促進	○		
● 高潮対策	○		
● 土砂災害危険箇所の公表	○		
● 急傾斜地崩壊防止事業の推進	○		
● 国等への治山対策の要請	○		
● 土砂災害防止法に基づく被害防止対策の実施	○		
● 警戒避難体制の整備	○		
● 災害危険箇所のデータベース化	○		
● 土砂災害警戒情報の地域住民への周知	○		
● 総合的な雪に強いまちづくりの推進	○		
● 農地、農業用施設の災害の防止	○		
● 集落の安全確保	○		

第1. 水害予防対策

1. 目的

本町は、三方を海に面した起伏ある地形で、河川もないことから水害の少ない町であるが、沿岸部の底地帯に集中している住宅地が多い現状で、豪雨等による大量の雨水により、これら沿岸部住宅地の一時的な浸水被害が懸念される。

これらの水害等の軽減を図るため、排水路等の整備促進を図るなど、水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2. 水防管理団体の責務

水防管理団体（町）は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3. 気象、水位等の観測

災害時はもとより、常時、河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。

4. 水防活動体制の整備

（1）町水防体制の整備

水防管理者（町長）は、水防組織（消防団）の育成強化を図り、水防体制の強化を図る。

（2）水防応急資機材等の整備・充実

水防管理団体（町）は、過去の災害の状況等を勘案して、地域の実情に即応した水防資器材の整備・充実に努める。

（3）観測・伝達体制の強化

町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）を通じて、常時、風速・雨量等の気象情報の収集に努める。また、異常気象時には、町防災行政無線等を利用して、住民に対して情報提供等を行う。

5. 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

- 町は、平常時から水防組織（消防団）に対する訓練等を実施し、育成・強化に努める。
- 町は、水防設備（水門・門扉等・排水路）の管理運用操作について、関係機関との連携を密にし、常にその実情を把握し、水防体制の強化に努める。

6. 水防計画の作成

水防管理団体（町）の管理者が、水防計画を作成するときは次の事項について考慮する。

- 水防活動組織及び活動体制の確立
- 河川管理施設の管理及び操作
- 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- 水防施設及び水防資機材の整備
- 気象、水象の観測及び通報等の活用
- 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- 水防活動従事者の安全確保
- 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
- その他水害を予防するための措置

7. 農地防災対策及び農地保全対策

町は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、農業用ため池について、施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表等、関係住民への適切な情報提供を図る。

8. 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

9. 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあっては関係市町村の長に通知するものとする。

10. 超過洪水対策

町は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。

第2. 高潮、波浪等災害予防対策

1. 目的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に係る計画を定める。

2. 災害の予防対策

(1) 潮位観測体制の確立

仙台管区気象台から「宮城県」沿岸部に対し津波予警報が発令され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう潮位観測体制の確立を図る。

①潮位観測システム

塩釜地区消防事務組合消防本部の監視装置を活用し、潮位データの収集を行うものとし、当消防本部との連絡を密にし、潮位の監視体制を強化する。

②潮位観測装置～超音波式潮位観測装置七ヶ浜町花渕浜小浜

潮位の異常変化によって、災害発生が懸念される場合は、沿岸住民への広報伝達・避難の指示等の措置を講じるとともに関係機関に通報するものとする。

さらに、沿岸住民に対し地震を感じた場合は海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、漁港施設の整備を促進するとともに、予警報発表時における消防団等の警戒巡視を徹底するなど、水防活動により災害の拡大防止に努めるものとする。

3. 国土保全事業の施行

町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

町は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

①農地海岸保全

農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

②港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

③建設海岸保全

建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

④漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 海岸防災林の造成

飛砂・潮害等の防止や、津波流速の減殺等海岸防災林が持つ機能を十分に發揮するよう、防潮工等の治山施設及び森林の造成や保育管理等の治山事業を施行する。

4. 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の

行為を制限又は禁止するなどの措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5. 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第3. 土砂災害予防対策

1. 目的

町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2. 土砂災害防止のための啓発活動

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

3. 急傾斜地崩壊対策事業の推進

(1) 現況

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所となっている。

《急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面1）》

箇所名	位置		地形			人家戸数	土砂災害警戒区域告示年月日
	大字	小字	延長	傾斜度	高さ		
舛形	湊浜	舛形	195	9	48	15	19/03/26
熊野	湊浜	熊野	180	12	46	28	19/03/26
後田1	松ヶ浜	後田	112	10	46	2	17/02/28
葦ヶ森	菖蒲田浜	葦ヶ森	491	14	48	18	17/12/26
浜伊場	菖蒲田浜	浜伊場	138	5	48	2	17/12/26
牛ノ鼻木	菖蒲田浜	牛ノ鼻木	81	5	53	2	17/12/26
上ノ山の1	花渕浜	上ノ山	160	90	20	12	—
上ノ山の2	花渕浜	上ノ山	223	8	47	6	20/03/27
古館	花渕浜	古館	114	6	67	4	17/02/28
天神堂	花渕浜	天神堂	56	8	49	2	17/02/28
清水の1	代ヶ崎浜	西八ヶ森	300	70	20	18	—
清水の2	代ヶ崎浜	清水	360	52	23	36	—
土浜の1	代ヶ崎浜	土浜	180	13	53	2	19/03/26
影田の1	代ヶ崎浜	影田	108	9	41	6	19/03/26
影田の2	代ヶ崎浜	影田	105	7	50	0	17/12/26
小友	東宮浜	小友	170	12	47	5	19/03/26
鶴ヶ湊	東宮浜	鶴ヶ湊	90	75	9	10	—
東宮浜	東宮浜	上ノ台	245	6	50	7	19/03/26
鶴ヶ湊の2	東宮浜	丑山	305	14	51	9	19/03/26

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

箇所名	位置		地形			人家戸数	土砂災害警戒区域告示年月日
	大字	小字	延長	傾斜度	高さ		
要害の3	東宮浜	要害	286	9	44	11	17/12/26
要害	東宮浜	要害	210	8	46	10	19/03/26
要害の2	東宮浜	左道	374	7	54	11	19/03/26

(資料：仙台土木事務所・急傾斜地崩壊危険箇所調査調書令和5年1月)

(2) 国・県への協力

急傾斜地崩壊危険箇所のうち緊急に対処すべき箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、県において防止事業を推進しており、町はこれらの事業の促進を要請するとともに、必要に応じて協力する。

(3) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

がけ崩れ等による災害を未然に防止するため隨時実態調査を行い、危険箇所を的確に把握するほか、梅雨期及び台風期前の危険期は関係機関と協力して急傾斜地崩壊危険区域を重点的に観察するほか、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し隨時パトロールを実施する。

(4) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、実態調査の結果、被害が予想される地区においては必要に応じ、その所有者、管理者等及び占有者に対し、排水施設、擁壁、土留め工事等防災上の措置を施すよう指導する。

また、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(5) 防災知識の周知徹底

町は、がけ崩れの特殊性を考慮し、危険箇所周辺の住民に対する予防、応急対策等に関する知識の向上を図る。

①説明会等による普及	<ul style="list-style-type: none">危険箇所周辺の住民を対象として随时説明会を開催し、がけ崩れの予防、応急対策、避難対策についての周知徹底を図る。関係各機関との連絡会議等を随时開催し、万全を期するよう徹底を図る。
②広報等による普及	<ul style="list-style-type: none">広報紙に予防応急対策の心構え、準備事項等を掲載するほか、チラシの回覧、ポスター掲示等により危険区域内への周知を図る。
③巡回による普及	<ul style="list-style-type: none">隨時、広報車により危険区域内を巡回し、がけ崩れの災害の危険性等について広報を行う。
④避難訓練等による普及	<ul style="list-style-type: none">避難方法、対策について地域住民を対象とした訓練を隨時実施する。

(6) 危険箇所の災害防止工事

町は、がけ崩れのおそれがあると判断された場合は、地域住民の協力と防災関係者の指導を得て、応急処理を実施するとともに、災害防止について国、県の指導を受ける。

また、これらの箇所へは、危険表示板を設置し、周知を図り、原則として管理者若しくは土地所有者が国、県の指導に基づき対策工事を行う。

4. 治山事業

(1) 現況

町内の山腹崩壊危険地区は2箇所となっている。

《山腹崩壊危険地区》

地区名	人家数 (戸)	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年
代ヶ崎 浜字八ヶ森	100	—	—	県道 市町村道	1,700	2	31.7	一部概成	有	S61
東宮浜 字鶴ヶ湊	2	漁港施設	1	市町村道	100	1	40.5	無	有	H21

(資料：仙台地方振興事務所・山腹崩壊危険地区平成30年4月)

(2) 治山対策

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上とともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知とともに、大雨等の後には、隨時連携し、現地調査を実施する。

5. 盛土による災害防止

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第4. 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るために、町は県と連携し、土砂災害防止法に基づき、次の対策を実施する。

1. 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）」として指定するに当たり、県に対して必要な情報提供を行う。

（1）現況

現在は警戒区域 43 箇所が指定されている。

自然現象の種類	渓流又は箇所名	所在地
土石流	白坂沢	花渕浜字白坂
急傾斜地の崩壊	舛形	湊浜字舛形、字砂山、湊浜一丁目、松ヶ浜字謡
急傾斜地の崩壊	上ノ山の 2	吉田浜字浜屋敷、字上ノ台、花渕浜字上ノ山
急傾斜地の崩壊	小友	東宮浜字小友、字丑山、字神明
急傾斜地の崩壊	鶴ヶ湊の 2	東宮浜字丑山、字鶴ヶ湊、字神明
急傾斜地の崩壊	東宮浜	東宮浜字上ノ台、字浜辺、字前畠
急傾斜地の崩壊	要害	東宮浜字要害、字小畠
急傾斜地の崩壊	要害の 2	東宮浜字左道
急傾斜地の崩壊	影田の 1	代ヶ崎浜字八ヶ森、字前島
急傾斜地の崩壊	影田の 2	吉田浜
急傾斜地の崩壊	土浜の 1	代ヶ崎浜字土浜、字清水
急傾斜地の崩壊	要害の 3	東宮浜字要害
急傾斜地の崩壊	古館	花渕浜字古館、字寺坂
急傾斜地の崩壊	天神堂	花渕浜字天神堂
急傾斜地の崩壊	熊野	湊浜字熊野、字砂山、字船戸、字沼前
急傾斜地の崩壊	葦ヶ森	菖蒲田浜字葦ヶ森
急傾斜地の崩壊	浜伊場	菖蒲田浜字浜伊場
急傾斜地の崩壊	牛ノ鼻木	菖蒲田浜字牛ノ鼻木
急傾斜地の崩壊	後田 1	松ヶ浜字浜屋敷、字洞坂
急傾斜地の崩壊	東宮浜	東宮浜字丑山
急傾斜地の崩壊	花渕浜	花渕浜字鹿野
急傾斜地の崩壊	汐見台の 1	汐見台六丁目、七丁目
急傾斜地の崩壊	汐見台の 2	汐見台三丁目
急傾斜地の崩壊	坂口	松ヶ浜字謡
急傾斜地の崩壊	後田 2	松ヶ浜字後田、字浜屋敷、字西沢田
急傾斜地の崩壊	立花	代ヶ崎浜字立花、字影田、字北待田
急傾斜地の崩壊	土浜の 2	代ヶ崎浜字土浜
急傾斜地の崩壊	峯	代ヶ崎浜字峯
急傾斜地の崩壊	鶴ヶ湊の 3	宮城郡七ヶ宿町東宮浜字鶴ヶ湊
急傾斜地の崩壊	要害の 4	東宮浜字小畠、字御林

急傾斜地の崩壊	観音堂	花渕浜字観音堂、字新三月田、字藤ヶ沢
急傾斜地の崩壊	大日堂	花渕浜字大日堂
急傾斜地の崩壊	向山	花渕浜字上清水沢、字向山
急傾斜地の崩壊	白坂	花渕浜字白坂、字新五月田
急傾斜地の崩壊	金色	花渕浜字金色
急傾斜地の崩壊	笛山	松ヶ浜字笛山
急傾斜地の崩壊	境山	境山二丁目
急傾斜地の崩壊	影田	代ヶ崎浜字影田、字八ヶ森
急傾斜地の崩壊	向田	代ヶ崎浜字向田、字新南待田、吉田浜字神明
急傾斜地の崩壊	浜屋敷	花渕浜字上ノ山
急傾斜地の崩壊	五月田	花渕浜字五月田
急傾斜地の崩壊	四月田	花渕浜字安場、字観音堂
急傾斜地の崩壊	高山の2	花渕浜字高山、字新五月田

(資料：土砂災害警戒区域指定箇所・宮城県公式ウェブサイト令和5年1月)

(2) 土地利用の適正化

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。次のような措置を実施するに当たり、町は県に対して必要な情報提供を行う。

- 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保等

2. 予防対策

(1) 所有者等に対する指導

地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めるよう要請するとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行う。

(2) 崩壊防止工事の促進

民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり等防止法等の規定により国等の負担で崩壊防止工事が実施できるので、同工事の促進を図るように努める。

3. 警戒体制をとる場合の基準雨量

災害が発生するおそれがあるときは、県及び気象台と密接に連携をとるとともに、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を活用し警戒体制を整える。降雨により災害が発生するおそれがある場合は、雨量を観測し、概ね次の基準雨量に基づき警戒体制につく。

《警戒体制をとる場合の基準雨量》

体制	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1 警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2 警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

4. 警戒区域等における警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

①調査・パトロールの実施

町は、県及び消防機関等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。

②警戒避難体制の整備

知事により指定を受けた警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

③警戒体制の内容

上記の「警戒体制をとる場合の基準雨量」に基づき、それぞれの警戒体制の雨量に達したときは、以下の警戒体制をとるものとする。

第1警戒体制	危険区域の警戒巡視及び周辺住民に対する広報等を行う。
第2警戒体制	危険区域周辺住民に対し避難準備の広報を行うとともに、必要に応じ予想される災害及びとるべき措置についての警告、事前措置、避難の勧告、指示の処置を行う。降雨、降雪、融雪等により異常が生じた場合、あるいは地すべり等の自然発生のおそれが生じた場合は、町長が必要と認めたときに警戒体制につく。

(2) 災害危険箇所のデータベース化

町は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

(3) 地域住民への周知

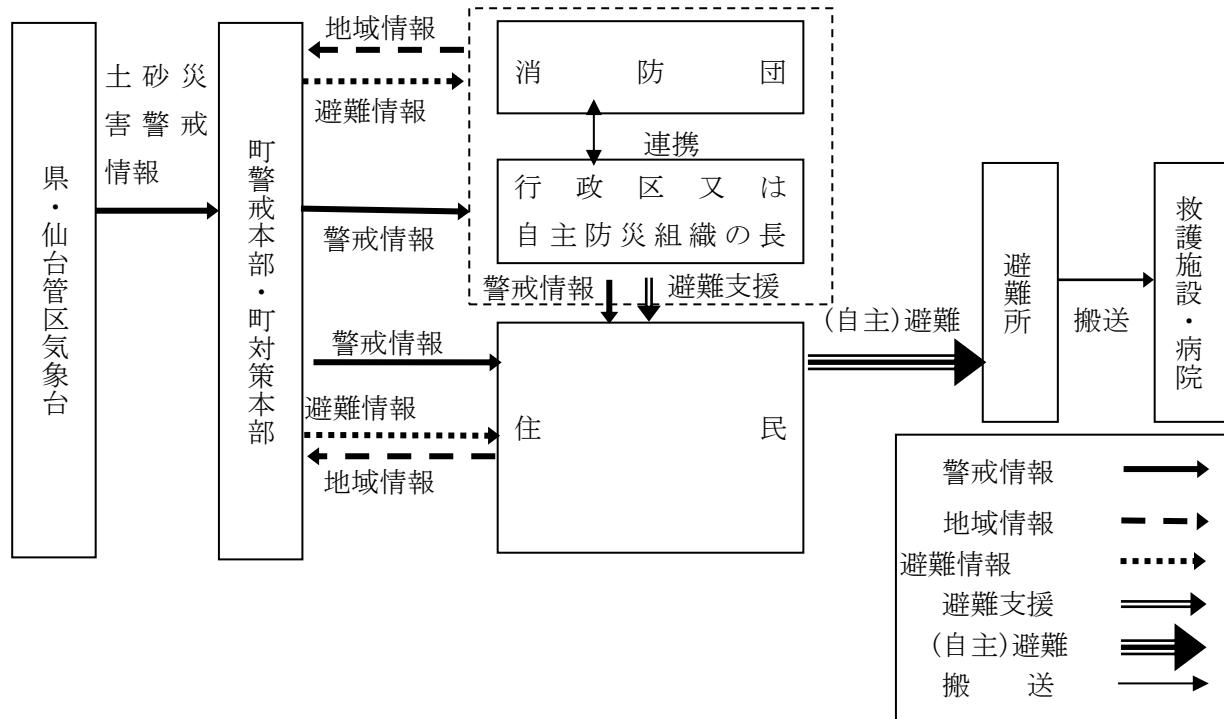
町及び消防機関は、土砂災害警戒情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について地域住民に周知を行う。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするための、宮城県と仙

台管区気象台が共同して発表する防災情報である。町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）からの提供により、速やかな避難対策に活用するものとする。

《警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系》



第5. 風雪害予防対策

1. 目的

風雪に伴う道路交通障害等を未然に防ぐため、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化を図り、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

2. 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等を行うよう努める。

また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

第6. 農林水産業災害予防対策

1. 目的

大規模な災害により、農業、及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

2. 防災措置等

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害人命及び公共施設等並びに農地、農業用施設等を守るため、また、洪水防止等の農業の有する多面的機能を発揮・維持するため、「防災重点ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用用排水施設の点検、整備、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を付加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

①避難路や避難地等の確保

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

②避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

③集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

④公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

⑤災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な町防災行政無線等の整備

第2節 都市の防災対策

主管部署	建設課
------	-----

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 土地区画整理事業による市街地の整備	○			
● 都市公園等の整備促進及び配置とネットワーク化	○			
● 基幹公園の備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備	○			

第1. 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策 「第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮」を準用する。

第3. 都市公園施設等整備の推進

詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 灾害予防対策 第5節 都市の防災対策 「第3. 都市公園施設等整備の推進」を準用する。
--

第3節 建築物等の予防対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課、財政課、健康福祉課、長寿社会課 教育総務課
関係部署	宮城県危機対策課、仙台土木事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 浸水経路や浸水形態の把握	○		
● がけ地近接等危険住宅移転事業の推進	○		
● 特殊建築物、建築設計の防災対策	○		
● 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策	○		

第1. 目的

災害による建築物等の被害を防止するため、必要な事業対策に関し、定めるものとする。

第2. 防災事業の実施

1. 浸水等風水害対策

町及び施設管理者は、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備等建物を浸水被害から守るための対策を促進する。

町及び県は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3. 特殊建築物、建築設計の防災対策

特定行政庁（県）は、町内に新築、増改築される一定規模以上の建築物に対して建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携等により、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

4. 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策

第6節 建築物等の耐震予防対策

「第4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」を準用する。

5. 文化財の防災対策

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の耐震予防対策
「第8. 文化財の防災対策」を準用する。

6. 建築物の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があることから、日本政策投資銀行や住宅金融支援機構等の融資制度等の利用促進を図ることで不燃化を促進する。

7. 落下物の防止対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)、塩釜ガス(株)、 中南部下水道事務所、仙南仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の予防対策	○		○
● 下水道施設の予防対策	○		○
● 水道用水供給施設の予防対策	○		○
● 電力施設の予防対策	○		○
● ガス施設の予防対策	○		○
● 電信・電話施設の予防対策	○		○

第1. 目的

大規模な災害の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統のマルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模な風水害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2. 水道施設

1. 水道施設の安全性強化等

細は、地震災害対策編 P.16 第1章 災害予防対策

第7節 建築物等の耐震化対策 第2. 水道施設

「1. 水道施設の耐震性強化」を準用する。

2. 復旧用資機材の確保

詳細は、地震災害対策編 P.17 第1章 災害予防対策

第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設

「2. 復旧用資機材の確保」を準用する。

3. 管路図等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.17 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設
「3. 管路図等の整備」を準用する。

4. 危機管理体制の確立

詳細は、地震災害対策編 P.17 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設
「4. 危機管理体制の確立」を準用する。

第3. 下水道施設

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水道施設の整備点検及び安全性の向上に努めるとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努めるものとする。

1. 下水道施設計画

下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

町は、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、安全性の向上に努める。

2. 下水道施設維持管理

詳細は、地震災害対策編 P.18 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3. 下水道施設
「2. 下水道施設維持管理」を準用する。

3. 下水道防災体制

詳細は、地震災害対策編 P.19 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3. 下水道施設
「3. 下水道防災体制」を準用する。

4. 浸水被害の軽減

町は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第4. 電力施設

災害時においても電力の供給は重要であり、東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターに対しても、災害対策の充実を要望するものとする。

1. 水害対策

土砂崩れ、洗堀等が発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2. 塩害対策

塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいしの水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいしの清掃を実施する。

3. 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。

4. 危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制、連絡体制、応急復旧工事等の体制を確立する。また、役場・消防署・地区自主防災組織等との連絡体制を整備し、各地区避難所等の停電状況等を把握できるような体制を整える。

第5. ガス施設

1. 液化石油ガス施設

①液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- ・ 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
- ・ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止措置等の設置）
- ・ 各施設の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合

設備の解消

- 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

②（一社）宮城県LPGガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPGガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

③消防機関は、液化石油ガス販売事業者等と協力して、液化石油ガス使用施設の点検を実施するとともに、基準不適合施設の解消を図る。

④液化石油ガス事業者及び消防、警察、その他関係機関は、液化石油ガス漏れ等の事故に対処するため、通報連絡体制、出動体制、液化石油ガスの緊急遮断及び再開、警戒区域の設定、住民の避難等について協議し定めておく。

⑤液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、液化石油ガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と事前に十分打ち合わせを行い、非常体制を確立する。

2. 都市ガス施設

（1）ガス事業法等に基づく対応

ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）等に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
- 安全性の向上（ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実等）
- 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

（2）初動体制の確立

ガス事業者等は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故発生時における初動体制について、消防機関と事前に十分打ち合わせを行い、非常体制を確立する。また、非常用電源、緊急制御装置、消火設備等の点検及び整備を実施する。

（3）ガス使用設備の点検、整備の促進

消防機関は、ガス事業者等と協力してガス使用設備が設置されている防火対象物に対し、ガス使用設備の点検、整備を推進するよう指導する。

（4）保安教育の普及

町、国、県及び消防機関は、ガス事業者と協力し、ガス消費設備を有する事業所の

管理者、ガス消費者、その他関係者に対し、ガスに関する知識、ガス防災訓練、ガス使用設備等の自主点検方法等に関する保安教育を実施するものとする。

第6. 電信・電話施設

1. 設備の災害予防

電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるものとする。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪予防対策

- 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置等の対策を実施する。
- 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸水した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。
- 豪雪や寒冷地での、雪や凍結等による引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。
- 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。
- 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成または2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図るものとする。

2. 体制の整備

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「2. 体制の整備」を準用する。

3. 災害復旧用資機材の確保

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 灾害予防対策

第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「3. 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4. 停電とふくそう対策

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「4. 停電とふくそう対策」を準用する。

第7. 共同溝・電線共同溝の整備

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策
「第7. 共同溝・電線共同溝の整備」を準用する。

第8. 廃棄物処理施設

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 「第8. 廃棄物処理施設」を準用する。

第5節 情報通信連絡網の整備

主管部署	総務課、防災対策室、政策課
関係部署	塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町防災無線の整備拡充	○		
● 職員参集等防災システムの整備	○		
● 地域住民に対する通信手段の整備	○		
● 役場データのバックアップ体制	○		
● 消防機関における災害通信網の整備	○		
● 警察における災害通信網の整備	○		

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.30 第1章 災害予防対策

第10節 情報通信連絡網の整備

「第1. 目的」を準用する。

第2. 町における災害通信網の整備

1. 情報伝達ルートの多重化

詳細は、地震災害対策編 P.30 第1章 災害予防対策

第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備

「1. 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

2. 町防災無線の整備拡充

詳細は、地震災害対策編 P.31 第1章 災害予防対策

第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備

「2. 町防災行政無線の整備拡充」を準用する。

3. 職員参集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）等の利用を検討するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図るとともに、発災初動期における情報収集連絡体制の確立に努める。

4. 地域住民に対する通信手段の整備

詳細は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策

第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備

「4. 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。

5. 孤立想定地域の通信手段の確保

詳細は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備
「5. 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。

6. 非常用電源の確保

詳細は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備
「6. 非常用電源の確保」を準用する。

7. 大容量データ処理への対応

詳細は、地震災害対策編 P.35 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備
「7. 大容量データ処理への対応」を準用する。

第3. 防災関係機関における災害通信網の整備

詳細は、地震災害対策編 P.35 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備
「第3. 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

第6節 職員の配備体制

主管部署	全課
------	----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の配備体制の明確化	○		
● 職員参集手段等の検討	○		
● 防災関係機関等の配備体制の整備	○		
● 防災担当職員の育成	○		
● 感染症対策	○		
● 施設職員の緊急配備体制の整備	○		○

第1. 目的

町内における災害時には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

第2. 町の配備体制

詳細は、地震災害対策編 P.26 第1章 災害予防対策

第9節 職員の配備体制

「第2. 町の配備体制」を準用する。

第3. 防災関係機関等の配備体制

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策

第9節 職員の配備体制

「第3. 防災関係機関等の配備体制」を準用する。

第4. 町議会との相互協力

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策

第9節 職員の配備体制

「第4. 町議会との相互協力」を準用する。

第5. 防災担当職員の育成

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制
「第5. 防災担当職員の育成」を準用する。

第6. 人材確保対策

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制
「第6. 人材確保対策」を準用する。

第7. 感染症対策

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制
「第7. 感染症対策」を準用する。

第8. 応急活動のためのマニュアルの作成

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制
「第8. 応急活動のためのマニュアルの作成」を準用する。

第9. 業務継続計画(BCP)

詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策
第9節 職員の配備体制
「第9. 業務継続計画(BCP)」を準用する。

第7節 防災拠点等の整備・充実

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	関連各課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救援活動拠点の確保	○		
● 防災活動拠点の整備充実	○		
● 防災ヘリポートの整備	○		
● 防災用資機材の整備充実	○		
● 水防用資機材の充実強化	○		
● 防災特殊車両等の整備拡充	○		
● 関係機関、団体等との連携体制の充実	○		○

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備・充実

「第1. 目的」を準用する。

第2. 防災拠点の整備及び連携

詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備・充実

「第2. 防災拠点の整備及び連携」を準用する。

第3. 防災拠点機能の確保・充実

詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備・充実

「第3. 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。

第4. ヘリポートの整備

詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備・充実

「第4. ヘリポートの整備」を準用する。

第5. 防災用資機材等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備

「第5. 防災用資機材等の整備」を準用する。

第8節 相互応援体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、政策課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互応援体制の整備	○		
● 協定締結市町村間での平常時における訓練の実施	○		
● 協定締結市町村間での災害時の部隊の応援等に係る情報交換	○		

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P. 40 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第1. 目的」を準用する。

第2. 相互応援体制の整備

詳細は、地震災害対策編 P. 40 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第2. 相互応援体制の整備」を準用する。

第3. 町の相互応援協定

詳細は、地震災害対策編 P. 41 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第3. 町の相互応援協定」を準用する。

第4. 県による町への応援

詳細は、地震災害対策編 P. 42 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第4. 県による町への応援」を準用する。

第5. 非常時連絡体制の確保

詳細は、地震災害対策編 P. 42 第1章 灾害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第5. 非常時連絡体制の確保」を準用する。

第6. 資機材及び施設等の相互利用

詳細は、地震災害対策編 P.42 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第6. 資機材及び施設等の相互利用」を準用する。

第7. 救援活動拠点の確保

詳細は、地震災害対策編 P.43 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第7. 救援活動拠点の確保」を準用する。

第8. 関係団体との連携強化

詳細は、地震災害対策編 P.43 第1章 災害予防対策
第12節 相互応援体制の整備
「第8. 関係団体との連携強化」を準用する。

第9節 医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、健康福祉課
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護活動体制の整備	○		
● 住民による医療活動	○	○	
● 災害拠点病院との連携体制の整備	○		
● 搬送体制の確立	○		
● 心のケアへの対応	○		○
● 広域医療体制の整備	○		
● 医薬品、医療資機材の整備	○		○

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

「第1. 目的」を準用する。

第2. 医療救護活動体制の整備

1. 町の役割

詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

第2. 医療救護体制の整備 「1. 町の役割」を準用する。

2. 医療機関の役割

詳細は、地震災害対策編 P.48 第1章 災害予防対策

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

第2. 医療救護体制の整備 「2. 医療機関の役割」を準用する。

3. 住民の役割

詳細は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

第2. 医療救護体制の整備 「3. 住民の役割」を準用する。

4. 県との連携

重篤患者等町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院との連携体制を整える。

なお、災害拠点病院については、地震災害対策編 P.158 「第2章第6節医療救護活動」に記載している。

第3. 搬送体制の確立

詳細は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策
第14節 医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備
「第3. 搬送体制の確立」を準用する。

第4. 心のケアへの対応

詳細は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策
第14節 医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備
「第4. 心のケアへの対応」を準用する。

第5. 広域医療体制の整備

県は、広域医療体制の整備として基幹災害医療センターを1箇所、長町一利府活断層地震を想定し、仙台を中心とする地区を5つのエリアに区分し、それぞれに地域災害医療センターを位置づけている。

町においては、災害時に医療救護所で対応できない負傷者を搬送し、入院治療等の医療救護を行う病院を災害支援病院として位置づける。

第6. 医薬品、医療資機材の整備

詳細は、地震災害対策編 P.50 第1章 災害予防対策
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備
「第5. 医薬品、医療資機材の整備」を準用する。

第10節 緊急輸送体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
関係部署	塩釜警察署、各道路管理者等

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備	○		
● 緊急輸送道路の整備	○	○	
● 災害時の運転者の義務の周知	○		
● 緊急通行車両の緊急時における事務手続きの簡略化	○		
● 輸送体制の整備	○		○

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備「第1. 目的」を準用する。

第2. 緊急輸送道路の確保

1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

詳細は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保
「1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2. 緊急輸送道路の確保及び整備

詳細は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保
「2. 緊急輸送道路の確保」を準用する。

3. 災害時の運転者の義務の周知

詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保
「3. 災害時の運転者の義務の周知」を準用する。

4. 道路啓開体制の整備

詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保
「4. 道路啓開体制の整備」を準用する。

第3. 臨時ヘリポートの確保

詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備
「第3. 臨時ヘリポートの確保」を準用する。

第4. 緊急輸送体制

詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 「第4. 緊急輸送体制」を準用する。

第5. 港湾・漁港機能の確保

詳細は、地震災害対策編 P.46 第1章 災害予防対策
第13節 緊急輸送体制の整備 「第5. 港湾・漁港機能の確保」を準用する。

第11節 避難対策

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課 子ども未来課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、教育総務課、建設課
関係部署	小中学校、社会福祉施設、各道路管理者

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 避難誘導体制の確立	○	○	
● 避難場所の確保	○		
● 避難所の確保	○		
● 避難路の確保	○		
● 避難計画の整備	○		○
● 避難時に困難が生じると予想される者への対応	○	○	○
● 防災マップの住民への作成・配付	○		
● 広報車、町防災行政無線等の整備推進	○		
● 応急仮設住宅対策	○		

第1. 目的

大規模な災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう、避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2. 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報

1. 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動を5段階に分け「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難情報を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場

所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者が取るべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	町
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報 (洪水、大雨、高潮)	仙台管区 気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性) ※大雨、高潮に関するもの	

2. 避難情報の発令対象区域の設定

(1) 土砂災害

土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、キクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

町は、国及び県の助言に基づいて、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化を行う。

(2) 高潮災害

避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

第3. 避難誘導体制

町は、避難情報について、水防管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際水害と土砂災害の氾濫、台風等による高潮と洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、町は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

県及び町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第4. 指定緊急避難場所の確保

1. 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民分館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万が一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと。さらには、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておく。

2. 公共用地等の有効活用

詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保
「3. 公共用地等の有効活用」を準用する。

3. 教育施設等を指定する場合の対応

詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保
「4. 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

4. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保
「5. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用」を準用する。

5. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保
「6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

6. 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

《指定緊急避難場所の指定基準》

- 管理条件：災害が差し迫った状況や災害時において居住者が緊急時に避難し、身の安全を確保できるよう指定緊急避難場所が確実に開放できる管理体制を有していること。
- 立地条件：安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及びおそれがないと認められる町の区域）内に指定避難場所が立地していること。
- 構造条件：安全区域内に立地されていることが望ましいが、仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が当該異常な現象に対して安全な構造のものであることや、洪水又は津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

《指定緊急避難場所の選定条件》

- 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- 対象とする地区の住民、就業者、来訪者、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- 危険物施設等が近くにないこと。
- 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- 建物の場合は、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第5．避難路の確保

詳細は、地震災害対策編 P.58 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策
「第4．避難路の確保」を準用する。

第6．避難路等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策
「第5．避難路等の整備」を準用する。

第7．避難誘導体制の整備

1．行動ルールの策定

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第6．避難誘導体制の整備
「1．行動ルールの策定」を準用する。

2．避難誘導・支援の訓練の実施

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 灾害予防対策
第16節 避難対策 第6．避難誘導体制の整備

「2. 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。

3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策

第16節 避難対策 第6避難誘導体制の整備

「3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備」を準用する。

4. 情報入手手段・装備の確保

町は、避難誘導・支援者等が警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第8. 避難行動要支援者の支援方策

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策

第16節 避難対策「第7. 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第9. 教育機関における対応

詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策

第16節 避難対策「第9. 教育機関における対応」を準用する。

第10. 避難計画の作成

詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策

第16節 避難対策「第10. 避難計画の作成」を準用する。

第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応

詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策

第16節 避難対策

「第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応」を準用する。

第12. 避難に関する広報

町は、指定避難所等を明示した表示版の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する内水ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し住民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、浸水深の大きい区域について明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

また、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災無線等の整備を推進する。

第12節 避難受入れ対策

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課 子ども未来課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、教育総務課
関係部署	小中学校、社会福祉施設

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 避難所の確保	○			
● 避難の長期化対策	○			
● 避難所における愛玩動物対策	○			
● 応急仮設住宅対策	○			
● 帰宅困難者対策	○			○
● 被災者等への情報伝達体制等の整備	○			

詳細は、地震災害対策編 P.64 第1章 災害予防対策
「第17節 避難受入れ対策」を準用する。

第13節 食料・飲料水及び生活物資の確保

主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所
------	-----------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 住民の備蓄		○	
● 事業所の備蓄			○
● 備蓄の広報・啓発活動	○		
● 町の備蓄	○		
● 食料及び生活物資の確保	○		○
● 飲料水の確保	○		

詳細は、地震災害対策編 P.72 第1章 災害予防対策
「第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第14節 災害廃棄物対策

主管部署	町民生活課
関係部署	宮城東部衛生処理組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互協力体制の整備	○		
● 分別収集等の周知	○		
● 資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備	○		
● 広域的な処理・処分計画の作成	○		
● 協力・応援体制の整備	○		
● 避難所の生活環境の確保	○		

詳細は、地震災害対策編 P.90 第1章 災害予防対策
「第22節 災害廃棄物対策」を準用する。

第15節 ボランティアのコーディネート

主管部署	長寿社会課
関係部署	町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● ボランティアコーディネーターの養成	○	○	
● ボランティア受入れ拠点の整備	○	○	
● 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備	○		
● 行政の支援	○		

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート
「第1. 目的」を準用する。

第2. ボランティアの役割

詳細は、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート
「第2. ボランティアの役割」を準用する。

第3. 災害ボランティア活動の環境整備

詳細は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート
「第3. 灾害ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第4. 本町の主なボランティア団体

詳細は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート
「第4. 本町の主なボランティア団体」を準用する。

第5. 専門ボランティアの登録

詳細は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート
「第5. 専門ボランティアの登録」を準用する。

第6. 一般ボランティアのコーディネート体制

詳細は、地震災害対策編 P.78 第1章 災害予防対策

第19節 ボランティアの受入れ

「第6. 一般ボランティアのコーディネート体制」を準用する。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

主管部署	長寿社会課、健康福祉課、七ヶ浜国際村
関係部署	塩釜地区消防事務組合、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要配慮者避難支援プランの作成	○	○	
● 社会福祉施設の予防対策	○		○
● 在宅の要配慮者等の予防対策	○	○	
● 外国人支援対策	○		○
● 旅行客対策	○		○

詳細は、地震災害対策編 P.80 第1章 災害予防対策

「第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第17節 防災訓練の実施

主管部署	防災対策室
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の防災訓練の実施・参加	○	○	
● 防災関係機関の防災訓練の実施	○		
● 自主防災組織等の防災訓練の実施	○	○	
● 通信関係機関の非常通信訓練の実施	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 101 第1章災害予防対策
「第24節 地震防災訓練の実施」を準用する。

第18節 防災知識の普及

主管部署	総務課、防災対策室、教育総務課
------	-----------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町職員への防災知識の普及	○		
● 住民等への防災知識の普及	○	○	
● 要配慮者への配慮	○	○	
● 学校等教育機関における防災教育	○	○	
● 講習会等の開催	○	○	
● 防災リーダーの育成	○	○	

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.92 第1章 災害予防対策

第23節 防災知識の普及「第1. 目的」を準用する。

第2. 防災知識の普及、徹底

1. 町職員への防災知識の普及

災害時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う期間であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、町は、職員初動期マニュアルの作成、配布により、職員へ周知するほか、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各自必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

なお、防災教育は、各所属にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含める。

- 初動応急活動の手順等の習熟
- 防災に関する法令の周知
- 防災対策、防災組織その他の防災活動の整備体制の周知徹底

2. 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

①総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を

呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知させる。

②防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 普及・啓発の実施

町は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

《住民等への普及・啓発を図る事項》

- ①災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識等
 - ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識等
- ②避難行動に関する知識
 - ・自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・各地域における災害種別毎の避難地及び避難路に関する知識等

- ・各地域における避難情報の伝達方法等
 - ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
 - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ③家庭内での予防・安全対策
- ・「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・自動車へのこまめな満タン給油
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ・出火防止等の対策の内容等
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決める
 - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ④災害時にとるべき行動
- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・警報等発令時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動等
- ⑤その他
- ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ・集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること 等

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

①要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

②観光客への対応

町は、現地の地理に不案内な来訪者等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

①災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(w e b 171)の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

②災害通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービス等の普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

町は、災害対策実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

3. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

詳細は、地震災害対策編 P. 96 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「3. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及」を準用する。

4. 地域での防災知識の普及

詳細は、地震災害対策編 P. 96 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「4. 地域での防災知識の普及」を準用する。

5. ドライバーへの啓発

詳細は、地震災害対策編 P. 97 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「5. ドライバーへの啓発」を準用する。

6. 社会教育施設や防災拠点の活用

詳細は、地震災害対策編 P. 97 第1章 灾害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底

「6. 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3. 学校等教育機関における防災教育

詳細は、地震災害対策編 P.97 第1章 災害予防対策

第23節 防災知識の普及

「第3. 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

第4. 住民の取り組み

詳細は、地震災害対策編 P.99 第1章 災害予防対策

第23節 防災知識の普及

「第4. 住民の取り組み」を準用する。

第5. 防災指導員の育成

詳細は、地震災害対策編 P.99 第1章 灾害予防対策

第23節 防災知識の普及

「第5. 防災指導員の育成」を準用する。

第6. 災害教訓の伝承

詳細は、地震災害対策編 P.100 第1章 灾害予防対策

第23節 防災知識の普及

「第6. 災害教訓の伝承」を準用する。

第19節 地域における防災体制

主管部署 総務課、防災対策室

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 自主防災組織の育成・指導	○	○		
● 自主防災リーダー講習会の開催	○	○		
● 自主防災組織への支援	○	○		

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.106 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制

「第1. 目的」を準用する。

第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割

詳細は、地震災害対策編 P.106 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制

「第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割」を準用する。

第3. 自主防災組織の育成・指導

詳細は、地震災害対策編 P.106 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制

「第3. 自主防災組織の育成・指導」を準用する。

第4. 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災機関との連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

1. 平常時の活動

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動

「1. 平常時の活動」を準用する。

2. 災害発生時の活動

詳細は、地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動

「2. 地震・津波発生時の活動」を準用する。

3. 自主防災組織への支援

町は、地域防災力の強化の一貫として、新たな自主防災組織の設置と既存の防災組織の活動強化を目的とした諸活動に使用する資機材の整備等に關し支援する。

警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する支援を行う。

第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策

第25節 地域における防災体制

「第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第20節 企業等の防災対策の推進

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 企業等の防災組織の編成	○		○
● 事業継続計画策定の推進	○		○

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.111 第1章 災害予防対策
第26節 企業等の防災対策の推進「第1. 目的」を準用する。

第2. 企業等の役割

詳細は、地震災害対策編 P.111 第1章 災害予防対策
第26節 企業等の防災対策の推進「第2. 企業等の役割」を準用する。

第3. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うものとする。

- 防災訓練の実施
- 従業員等の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策の確立
- 避難対策の確立
- 応急救護の確立
- 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 施設防水化の推進
- 施設の地域避難所としての提供
- 地元消防団との連携・協力
- 自主防災組織との連携・協力
- コンピュータシステムやデータのバックアップ
- 大型の什器・備品の固定

第4. 事業継続計画策定の推進

詳細は、地震災害対策編 P.113 第1章 災害予防対策

第26節 企業等の防災対策の推進

「第4. 事業継続計画策定の推進」を準用する。

第21節 災害種別毎予防対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 火災予防対策	○	○	
● 危険物等災害予防対策	○		○
● 海上災害予防対策	○		
● 航空災害予防対策	○		
● 道路災害予防対策	○		
● 竜巻等突風災害対策	○		

第1. 火災予防対策

1. 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行等、火災予防対策の徹底に努める。

2. 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

3. 防災活動の促進

出火原因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。このため、町及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

塩釜地区消防事務組合消防本部は、火災予防条例に基づき、火災発生は火気使用設備・器具の老朽化、不備な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民指導の強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、塩釜地区消防事務組合消防本部は、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識を高揚させる。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会が多い一般家庭婦人に対する啓蒙も重要であることから、婦人防火クラブについては、活発な防火思想の普及活動の促進を行う。

また、幼少年消防クラブ及び小中学校児童生徒を対象とし、防災教室等の講習会を実施し、次世代の防災リーダーの育成を図る。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

4. 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

5. 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、県による消防力の基準及び消防水利の基準に基づく指導と財政援助のもと、町、消防本部にお

ける消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を積極的に進めるものとする。

また、町は県の指導に基づいて、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用し、これらの施設を整備する。

【地震災害対策編第1章第15節火災予防対策 P.51《本町の消防力の現況》を参照】

6. 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- 消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- 地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- 消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- 処遇の改善
- 事業所に対する協力要請
- 女性消防団員の入団促進
- 将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発
- 施設・設備の充実
- 基本装備の充実
- 安全対策の強化
- 情報伝達体制の整備や無線通信機器の整備
- 災害長期化への備えなど

7. 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完

全を期し、保守に当たっては巡回点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るために、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると併に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8. 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切、かつ、効果的な消防活動を行うための町活動体制、活動要領の基準等の詳細については、塩釜地区消防事務組合消防本部が別に定める「消防計画」によるものとする。

第2. 危険物等災害予防対策

1. 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2. 危険物施設

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図ることから、町はこれに協力する。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導をする。

(3) 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これらの団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

(5) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(6) 宮城海上保安部

宮城海上保安部は、港内石油基地の状況(規模、消防設備、機材等)、危険物荷役の状況(荷役場所、荷役時の保安措置等)危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

3. 高圧ガス取扱事業所

高圧ガス取扱事業所は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

4. 毒物・劇物貯蔵施設

毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

第3. 海上災害予防対策

1. 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

2. 船舶の安全な運航等の確保

宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- 海図、水路図誌等水路図書の整備
- 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報提供等の実施
- 危険物荷役における安全防災対策の指導
- 航路標識の整備
- 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

3. 職員の配備体制

職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等を図る。

4. 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。

5. 捜索、救助、救急及び医療活動

救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、平常時から情報交換を行うよう努める。

また、宮城海上保安部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

6. 危険物等の大量流出時における防除活動

宮城海上保安部、県及び町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

7. 防災訓練の実施

宮城海上保安部は、県、町及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管

理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携し、より実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

8. 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第4. 航空災害予防対策

1. 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努めるものとする。

2. 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、県、町及び関係事務所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

3. 緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

第5. 道路災害予防対策

1. 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、火災の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2. 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3. 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇

所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

4. 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5. 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

6. 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7. 緊急輸送活動

県警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

8. 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9. 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第6. 龍巻等突風対策計画

1. 目的

竜巻等の突風は、我が国において年間10数個から20個程度発生するのみで、その影響範囲も極めて局所的なものであることから、台風・大雨等の気象災害と比較して、遭遇して被害が発生する頻度が低い。本町においても過去に大きな被害が発生したことはないものの、全国で発生する可能性は十分にあり、その対応策を検討し策定するものである。

《竜巻等突風に関する気象情報》

発生確率	気象情報（発表のタイミング）
半日～1日後に竜巻等が発生する可能性がある	気象情報（随時）
数時間以内に竜巻等が発生する可能性がある	雷注意報（数時間前）
竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	竜巻注意情報

2. 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

竜巻等突風に遭遇する確率は低いものの、局所的に激甚な被害をもたらす可能性があることや、発生を詳細に予知し、町として防災体制をとることが難しいことから、住民が適切に身の安全を守ることが重要である。気象庁と内閣府は、竜巻等の突風からの身の守り方等、個人レベルでの対策を周知するためのパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」を作成した。

本町では、当該パンフレットの使用も検討しつつ、竜巻等突風に関する住民等への普及啓発を推進する。

第2章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

主管部署 総務部、財務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報	○		
● 気象警報等の伝達	○		
● 異常現象の発見者の通報と措置	○	○	

第1. 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2. 防災気象情報

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、仙台管区気象台等は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。

なお、県及び町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、県は直ちに町に通知しなければならず、町は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1. 防災気象情報及びその活用

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル (大雨警報)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先まで

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

(浸水害) の危険度分布)	<p>の表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キックル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>
早期注意情報（警報級の可能性）	<p>5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>

宮城県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が

降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

- (注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～3のとおり。なお、地震等不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページに掲載する。
- (注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときは「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）毎に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビ、ラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。
- (注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
- (注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般的の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は別表3のとおり。

別表1 特別警報の指標一覧表

現象の種類	基準		七ヶ浜町における50年に一度の値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		【48時間降水量】326mm 【3時間降水量】134mm 【土壤雨量指数】208
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合	—
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合	
波浪	気圧により	波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		【積雪深】38cm (地点名:仙台)

別表2 警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在

発表官署仙台管区気象台

七ヶ浜町	府県予報区	宮城県				
	一次細分区域	東部				
	市町村等をまとめた地域	東部仙台				
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	18		
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	120		
	洪水	流域雨量指数基準	—	—		
		複合基準*1	—	—		
		指定河川洪水予報による基準	—	—		
	暴風	平均風速	陸	18m/s		
			海	20m/s		
	暴風雪	平均風速	陸	18m/s 雪を伴う		
			海	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.6m			
注意報	大雨	表面雨量指定基準	11			
		土壤雨量指数基準	94			
	洪水	流域雨量指数基準	—			
		複合基準*1	—			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	強風	平均風速	陸	13m/s		
			海	15m/s		
	風雪	平均風速	陸	13m/s 雪を伴う		
			海	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	0.9m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	融雪により被害が予想される場合				
	濃霧	視程	陸	100m		
			海	500m		
	乾燥	①最小湿度 45% 実効湿度 65% で風速 7m/s 以上 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%				
	なだれ	①山沿いで 24時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上日の日が継続				
		低温 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が -7℃ 以下				
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）				
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

別表3 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報 又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

2. 火災気象通報

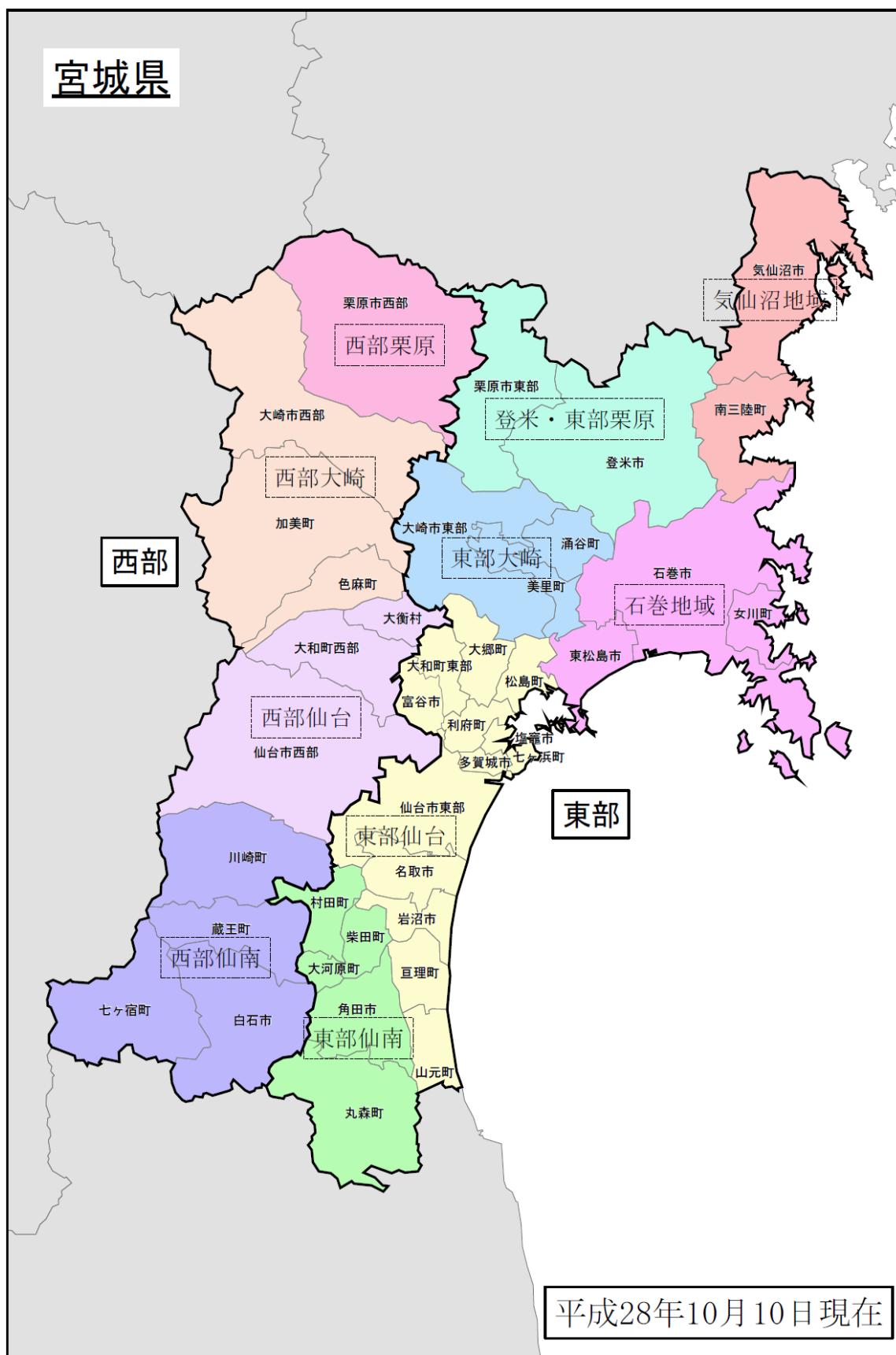
消防法に基づき、仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う火災気象通報は、気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は(別表2)警報・注意報発表基準一覧表を参照
地域区分	七ヶ浜町全域を単位とする。(二次细分区域)
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

	含む) が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

3. 警報・注意報の細分区域



第3. 気象警報等の伝達

気象庁及び仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。なお、県及び町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

第4. 異常現象の発見者の通報と措置

- 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を町長、消防機関又は警察に通報しなければならない。
- 住民から消防本部、警察が通報を受けた場合は、町長に速やかに通報連絡する。
- 発見者から通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく、県、仙台管区気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知する。

第2節 防災活動体制

主管部署	全部署
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害応急対策の活動体制	○		
● 風水害時の配備体制	○		
● 動員の伝達及び配備	○		
● 災害対策本部の整備	○		
● 災害警戒本部の整備	○		
● 初動体制職員による初期活動体制の確保	○		
● 動員状況の記録・報告	○		
● 動員計画の周知	○		
● 自衛隊の派遣要請	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関等の活動	○		
● 防災関係機関の活動	○		
● 関係機関等との連携	○		

第1. 目的

災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員初動期マニュアルで定めた配備計画等に基づく配備体制を敷き、防災活動を行うものとする。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2. 初動対応の基本的考え方

詳細は、地震災害対策編 P.118 第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制「第2. 初動対応の基本的考え方」を準用する。

第3. 町の活動体制

詳細は、地震災害対策編 P.118 第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制「第3. 町の活動体制」を準用する。

第4. 勤員計画

1. 配備基準

《風水害時の配備体制》

区分		配備基準	配備内容	配備課
警戒配備	0号	1 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	総務課 防災対策室
特別警戒配備	1号	1 大雨・洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	全課長等参集
	2号	1 大雨、洪水等の警報又は、特別警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	全職員参集
非常配備	3号	1 町内全域で災害が発生するおそれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特甚大と予想される場合及び発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	全職員参集

2. 勤員の動員体制

詳細は、地震災害対策編 P.120 第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制 第4. 勤員計画

「2. 職員の動員体制」を準用する。

第5. 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置基準

詳細は、地震災害対策編 P.120 災害対策本部

「1. 災害対策本部の設置基準」を準用する。

2. 災害対策本部の設置場所

詳細は、地震災害対策編 P.120 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「2. 災害対策本部の設置場所」を準用する。

3. 非常配備に基づく措置

詳細は、地震災害対策編 P.121 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「3. 非常配備に基づく措置」を準用する。

4. 本部員会議の設置

詳細は、地震災害対策編 P.121 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「3. 非常配備に基づく措置（1）」を準用する。

5. 現地災害対策本部の設置

詳細は、地震災害対策編 P.122 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「4. 現地災害対策本部の設置」を準用する。

6. 災害対策本部の廃止

詳細は、地震災害対策編 P.122 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「5. 災害対策本部の廃止」を準用する。

7. 災害対策本部の組織及び分掌事務

詳細は、地震災害対策編 P.123 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部
「6. 災害対策本部の組織及び分掌事務」を準用する。

第6. 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置基準

区分		基準
警戒配備	0号	<ul style="list-style-type: none">大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
特別警戒配備	1号	<ul style="list-style-type: none">大雨、洪水等の警報又は、特別警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。その他特に町長が必要と認めたとき。
	2号	<ul style="list-style-type: none">町内全域で災害が発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても

		被害が特に甚大と予想される場合及び発生したとき。 ● その他特に町長が必要と認めたとき。
--	--	---

2. 警戒体制に基づく措置

詳細は、地震災害対策編 P.127 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第6. 災害警戒本部
「2. 警戒体制に基づく措置」を準用する。

3. 災害警戒本部の廃止

詳細は、地震災害対策編 P.127 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制 第6. 災害警戒本部
「3. 災害警戒本部の廃止」を準用する。

第7. 初動体制職員

詳細は、地震災害対策編 P.127 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第7. 初動体制職員」を準用する。

第8. 留意事項

詳細は、地震災害対策編 P.128 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第8. 留意事項」を準用する。

第9. 自衛隊の派遣要請

詳細は、地震災害対策編 P.128 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第9. 自衛隊の派遣要請」を準用する。

第10. 警察の活動

詳細は、地震災害対策編 P.129 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第10. 警察の活動」を準用する。

第11. 消防機関等の活動

詳細は、地震災害対策編 P.129 第2章 灾害応急対策
第1節 防災活動体制
「第11. 消防機関等の活動」を準用する。

第12. 防災関係機関の活動

詳細は、地震災害対策編 P.129 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第12. 防災関係機関の活動」を準用する。

第13. 関係機関等との連携

詳細は、地震災害対策編 P.129 第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制
「第13. 関係機関等との連携」を準用する。

第3節 警戒活動

主管部署	総務部、建設部
関係部署	塩釜地区消防事務組合

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 警戒体制の整備	○			
● 水防活動の実施	○			
● 土砂災害警戒活動の実施	○			
● ライフライン、交通等警戒活動の実施	○			

第1. 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第2. 警戒体制

町及び防災関係機関は雨量、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3. 水防活動

- 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って水防活動を実施する。
- 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水警報の危険度分布や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 消防機関は、出水時に土のう積み等迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第4. 土砂災害警戒活動

町長は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所の警戒活動を行うとともに、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。

1. 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令することを基本とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に達した」メッシュが予め避難勧告の発令の範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等全てに避難勧告を発令する。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等全てに避難指示（緊急）を発令する。

2. 町は、土砂災害に係る避難勧告又は指示については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第5. ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4節 避難活動

主管部署	総務部、救助部、教育部、避難所部
関係部署	小中学校、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要避難状況の把握活動の早期実施	○	○	
● 避難対策の必要性の判断	○		
● 避難指示の実施	○		
● 避難指示の内容及び周知	○		
● 避難誘導	○	○	
● 避難所の開設及び運営	○	○	
● 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策	○		
● 学校・社会福祉施設等における避難対策	○	○	○
● 避難所以外への避難者の誘導	○		

第1. 目的

災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）

（1）避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

- 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

- 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定

区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まるなど自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

(2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかた等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2．高齢者等避難

町は避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令でおわることもあり得る。このような認識の下、時期を逸さずに高齢者等避難を発令すべきである。

1. 土砂災害

他の水災害と比較して突発性が高く、予測が困難な土砂災害に対しては、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険個所等の住民に推奨するよう努める。

2. 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性があるなど、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。

3. 夜間に備えた対応

前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第3．避難の指示等

災害時において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。

また、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1. 避難の指示を行う者

詳細は、地震災害対策編 P.193 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難情報の発令

「1. 避難の指示等を行う者」を準用する。

2. 町長・知事の役割

詳細については、

地震災害対策編 P.193 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動

第3. 避難の誘導

「2. 町長・知事の役割」を準用する。

3. 高潮等に係る指示

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難の誘導

「3. 高潮等に係る指示」を準用する。

4. 警察の役割

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難の誘導

「4. 警察の役割」を準用する。

5. 宮城海上保安部の役割

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難の誘導

「5. 宮城海上保安部の役割」を準用する。

6. 自衛隊の役割

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難の誘導

「6. 自衛隊の役割」を準用する。

第4. 避難の指示の内容及び周知

1. 避難の指示等の基準

避難の指示等は概ね次の区分により実施する。

	<p>【土砂災害】</p> <p>1 : 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2 : 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 : 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>【高潮】</p> <p>1 : 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2 : 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合</p> <p>3 : 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 : 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p> <p>【その他】</p> <p>1 : 近隣での浸水や、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高いと予測されるとき</p> <p>2 : その他、町長が必要と認めるとき</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>【土砂災害】</p> <p>1 : 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 : 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 : 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 : 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p> <p>5 : 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>【高潮】</p> <p>1 : 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>2 : 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>【その他】</p>

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

	<p>1 : 近隣で浸水が拡大しつつあるとき 2 : 火災が発生し、住民に生命の危険性が及ぶと認められるとき 3 : 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が認められるとき 4 : 災害の状況により、事前の避難を要すると認められるとき 5 : その他、町長が必要と認めるとき</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>【土砂災害】 1 : 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 : 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 3 : 土砂災害の発生が確認された場合 4 : 近隣で土砂移動現象や土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき 【高潮】 1 : 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 : 潮位が「危険潮位※」を超えて、浸水が発生したと推測される場合 3 : 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 4 : 海岸堤防等が倒壊した場合 5 : 異常な越波・越流が発生した場合 6 : 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 【その他】 1 : 近隣で浸水が床上に及んでいるとき 2 : 火災が発生し、住民に生命の危険性が著しく切迫していると認められるとき 3 : 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が著しく切迫していると認められるとき 4 : その他危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき 5 : その他、町長が必要と認めるとき</p>

2. 周知内容

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第4. 避難の指示の内容及び周知
「2. 周知内容」を準用する。

3. 避難の措置と周知

詳細は、地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第4. 避難の指示の内容及び周知
「3. 避難の措置と周知」を準用する。

第5. 避難誘導

住民等の避難誘導は、地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所・指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

また、町は、消防職員、町職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

1. 各地区の誘導

詳細は、地震災害対策編 P.196 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第5. 避難誘導
「1. 各地区の誘導」を準用する。

2. 避難所、避難路の安全確保

詳細は、地震災害対策編 P.196 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第5. 避難誘導
「2. 避難所、避難路の安全確保」を準用する。

3. 避難の順位等

詳細は、地震災害対策編 P.196 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第5. 避難誘導
「3. 避難の順位等」を準用する。

4. 避難時の留意事項

詳細は、地震災害対策編 P.196 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第5. 避難誘導
「4. 避難時の留意事項」を準用する。

5. 警戒区域及び避難を解除

詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第5. 避難誘導
「5. 警戒区域及び避難を解除」を準用する。

第6. 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る

第7. 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設とともに、住民等に対し周知を図る。

町は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

1. 避難所の開設

詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第6. 避難所の開設及び運営
「1. 指定避難所の開設」を準用する。

2. 避難所開設の連絡

詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第6. 避難所の開設及び運営
「2. 避難所開設の連絡」を準用する。

3. 避難所の開設期間と費用

詳細は、地震災害対策編 P.198 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第6. 避難所の開設及び運営
「3. 避難所の開設期間と費用」を準用する。

4. 避難所の運営

詳細は、地震災害対策編 P.198 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第6. 避難所の開設及び運営
「4. 避難所の運営」を準用する。

第8. 避難情報の発令等による広域避難

詳細は、地震災害対策編 P.201 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動
「第7. 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第9. 避難長期化への対処

詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動
「第8. 避難長期化への対処」を準用する。

第10. 帰宅困難者対策

詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動
「第9. 帰宅困難者対策」を準用する。

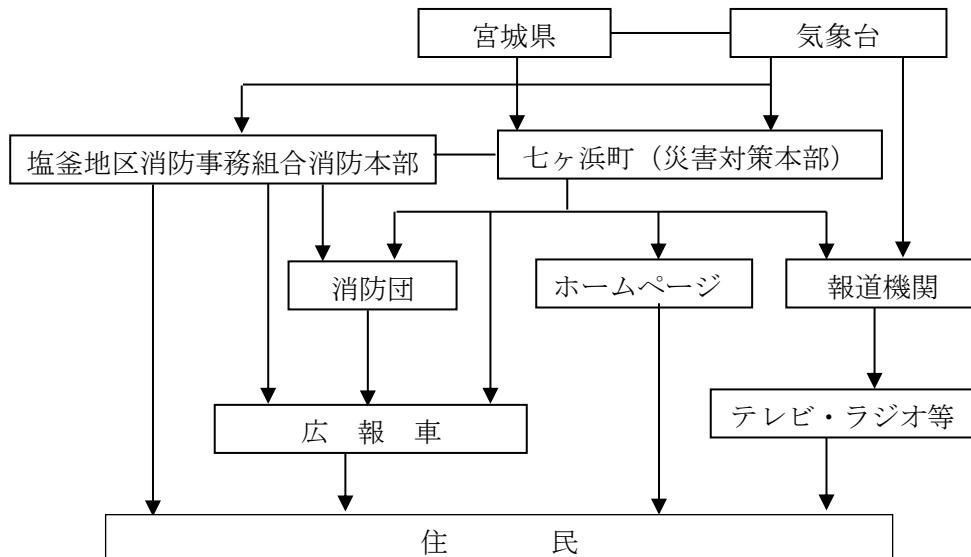
第11. 孤立集落の安否確認対策

詳細は、地震災害対策編 P.203 第2章 灾害応急対策
第13節 避難活動 「第10. 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第12. 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策

1. 情報伝達

町は、仙台管区気象台から発表される気象・地象・水象等の観測結果に基づく気象情報について、必要に応じて電話、町防災行政無線や広報車等を通じて周知を行う。



2. 避難基準

避難基準については、同節 P.88 第4. 避難指示等の内容及び周知「1. 避難指示等の基準」を準用する。

3. 避難所

避難所が浸水する場合にあっては、浸水しない階層を避難所として使用する。また、避難する時間が充分に見込めない場合等には、自宅の浸水しない階層や近隣の中層建物に一時避難できる場所を確保するものとする。

4. 避難経路

避難所まで最短で安全な経路を選択するものとする。また、避難経路上以下の点を考慮・想定して避難経路を選択するものとする。

- 浸水の深さ。
- 流れが速く足がすべる点。
- 足元に段差があり深みにはまる危険性。
- マンホール等の蓋のずれ落ち。

5. 避難誘導

避難誘導については、施設の避難誘導担当者が行うのが原則であるが、急を要する場合や連絡が困難な場合においては、地域や施設、自主防災組織等の協力のもとに避難誘導を行う。

第13. 広域避難者への支援

詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第11. 広域避難者への支援」を準用する。

第14. 在宅避難者への支援

詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第12. 在宅避難者への支援」を準用する。

第15. 学校・社会福祉施設等における避難対策

詳細は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。

第16. 避難所以外への避難者の誘導

詳細は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第14. 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。

第5節 災害情報の収集・伝達体制

主管部署	総務部、財務部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害情報の収集・伝達	○	○	
● 被害状況等の報告	○		
● 異常現象を発見した場合の通報	○		

第1. 目的

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整えるものとする。

第2. 災害情報

1. 災害情報伝達系統及び方法

(1) 宮城県総合防災情報システム

県内全体の災害情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。さらに、情報を有効活用する観点から、仙台管区気象台とオンライン接続し気象庁が発表する防災気象情報に含めて発表する。

(2) 宮城県土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する防災情報である。町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）からの提供により、速やかな避難対策に活用するものとする。

2. 災害情報等の受領

- ①気象庁、宮城県総合防災情報システムから各防災関係機関等へ伝達される災害情報等の受領者は次のとおりとする。
 - ・勤務時間内は総務課職員
 - ・勤務時間外及び休日は警備員。
- ②災害情報等の受領者は、直ちに総務課長又は関係各課長に伝達する。総務課長は町長に報告する。町長が不在の場合は副町長に報告する。
- ③警備員が受領した場合は、直ちに、総務課長に伝達する。
- ④災害情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。住民に対しては、町防災行政無線、広報車、口頭、

屋外拡声装置等を利用し、関係機関と連携して周知を図る。また、各行政区長へは、上記のほか、携帯電話等も活用する。

第3. 災害情報収集・伝達体制

詳細は、地震災害対策編 P.135 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達
「第4. 災害情報の収集・伝達」を準用する。

第6節 通信・放送施設の確保

主管部署	総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 県、町防災行政無線施設の確保・復旧	○		
● 通信手段の確保	○		
● 消防機関の対策	○		
● 公衆電気通信施設の優先的利用	○		○
● 非常時の通信の確保	○		○
● 放送要請の依頼	○		
● 郵便葉書等の交付	○		○

第1. 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じるものとする。

第2. 県、町防災行政無線

詳細は、地震災害対策編 P.144 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達 第6. 通信・放送手段の確保
「2. 県、町防災行政無線」を準用する。

第3. 消防無線通信施設

詳細は、地震災害対策編 P.144 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達 第6. 通信・放送手段の確保
「3. 消防無線通信施設」を準用する。

第4. 災害時の通信連絡

詳細は、地震災害対策編 P.141 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達 第6. 通信・放送手段の確保
「1. 災害時の通信連絡」を準用する。

第5. 放送要請

詳細は、地震災害対策編 P.144 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達
「第7. 放送要請」を準用する。

第6. 郵便関係の措置

詳細は、地震災害対策編 P.144 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達
「第8. 郵便関係の措置」を準用する。

第7節 災害広報活動

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急広報の実施	○		
● 一般情報の総合的な広報活動の実施	○		
● 各部との情報の共有化	○		
● 報道機関への情報の発表	○		
● 防災関係機関の広報活動	○		

詳細は、地震災害対策編 P.146 第2章 災害応急対策
「第3節 災害広報活動」を準用する。

第8節 災害救助法の適用

主管部署

財務部、総務部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害救助法の適用基準	<input type="radio"/>			
● 災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等	<input type="radio"/>			

詳細は、地震災害対策編 P.150 第2章 災害応急対策
「第4節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

主管部署	救助部、水道部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 食料の供給	○		
● 炊き出しの実施	○	○	
● 応急給水の実施	○		
● 生活必需品等の供給	○		
● 支援物資の受入れ、配分	○		

詳細は、地震災害対策編 P.212 第2章 災害応急対策
「第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第10節 相談活動

主管部署	総務部、救助部、税務部、財務部
------	-----------------

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 相談窓口の設置	○			
● 相談窓口設置の周知	○			
● 関係機関との連携	○			

詳細は、地震災害対策編 P.222 第2章 災害応急対策
「第16節 相談活動」を準用する。

第11節 相互応援活動

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 他の市町村長に対する応援の要請	○		
● 県への情報伝達	○		
● 応援体制の確保	○		
● 消防機関の相互応援活動	○		
● 緊急消防援助隊の応援活動	○		
● 地域内の防災指定機関の応援協力	○		

詳細は、地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策

「第11節 相互応援活動」を準用する。

第12節 海外からの支援の受入れ

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 海外からの救援活動の受入れ	○		

詳細は、地震災害対策編 P.191 第2章 災害応急対策
「第12節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第13節 自衛隊の災害派遣

主管部署	総務部、財務部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害派遣の基準及び要請の手続き	○		
● 県、町と自衛隊との連絡調整	○		
● 派遣部隊の受け入れ体制の整備	○		
● 派遣部隊の撤収	○		
● 経費の負担	○		

詳細は、地震災害対策編 P.180 第2章 災害応急対策
「第10節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第14節 救急・救助活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救出救護体制の整備	○		
● 救出活動の実施	○		
● 救出資機材の調達	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関の活動	○		
● 住民及び自主防災組織等の活動	○	○	
● 惨事ストレス対策	○		
● 感染症対策	○		○
● 救急・救助用資機材の整備	○		

詳細は、地震災害対策編 P.154 第2章 災害応急対策
「第5節 救急・救助活動」を準用する。

第15節 医療救護活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護班の編成	○		
● 救護所の設置	○		
● 応援要請	○		
● 医療救護活動の実施	○		
● 他機関等との連携	○		
● 情報の収集及び提供	○		
● 医薬品、医療資機材の調達	○		

詳細は、地震災害対策編 P.158 第2章 災害応急対策
「第6節 医療救護活動」を準用する。

第16節 交通・輸送活動

主管部署	総務部
関係部署	自衛隊、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送活動の実施	○		
● 緊急輸送道路の指定	○		
● 輸送拠点の整備	○		
● 陸上交通の確保	○		
● 海上交通の確保	○		

詳細は、地震災害対策編 P.168 第2章 災害応急対策

「第8節 輸送活動」を準用する。

第17節 ヘリコプターの活動

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 県防災ヘリコプターの応援要請	○		
● 仙台市消防ヘリコプターの応援要請	○		
● 緊急消防援助隊ヘリコプターの応援要請	○		

詳細は、地震災害対策編 P.178 第2章 災害応急対策
「第9節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第18節 公共土木施設等の応急対策

主管部署 建設部、産業部、救助部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
●	公共土木施設等の緊急点検・応急措置	○		
●	被災建築物に関する応急危険度判定の実施	○		

詳細は、地震災害対策編 P.259 第2章 災害応急対策
「第26節 公共土木施設等の応急対策」を準用する。

第19節 応急仮設住宅等の確保

主管部署	建設部、救助部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急仮設住宅の建設	○		
● 応急仮設住宅の供与	○		
● 公営住宅の活用等	○		
● 住宅の応急修理	○		
● 建設資材及び建築技術者の確保	○		○

詳細は、地震災害対策編 P.207 第2章 災害応急対策
「第14節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第20節 ボランティア活動

主管部署	救助部
関係部署	町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害ボランティアセンターの設置	○		
● ボランティア活動の円滑化	○		
● NPO・NGOとの連携	○		

詳細は、地震災害対策編 P.224 第2章災害応急対策
「第17節ボランティア活動」を準用する。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

主管部署	総務部、救助部
関係部署	消防団、町社会福祉協議会、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要配慮者の安全確保	○	○	○
● 要配慮者の援護体制の確立と実施	○	○	○
● 外国人支援対策	○		
● 旅行客への対策	○		
● 事前申込手続き要配慮者への対応	○	○	

詳細は、地震災害対策編 P.227 第2章 災害応急対策

「第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第22節 愛玩動物の収容対策

主管部署	救助部
------	-----

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 被災地域における動物の保護	<input type="radio"/>			
● 避難所における動物の適正な飼育	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	

詳細は、地震災害対策編 P.231 第2章 災害応急対策
「第19節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第23節 防疫・保健衛生活動

主管部署	総務部、救助部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害防疫活動の実施	○		
● 保健衛生活動の実施	○		
● 食品衛生対策	○		

詳細は、地震災害対策編 P.233 第2章 災害応急対策
「第20節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第24節 遺体等の搜索・処理・埋葬

主管部署 総務部、救助部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 安否確認	○			
● 遺体等の搜索	○			
● 遺体の処理・収容	○			
● 遺体の火葬・埋葬	○			

詳細は、地震災害対策編 P.237 第2章 災害応急対策
「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第25節 社会秩序の維持活動

主管部署	総務部、産業部
関係部署	塩釜警察署、宮城海上保安部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 生活必需品の流通調査	○		○
● 警察の活動	○		

詳細は、地震災害対策編 P.242 第2章 災害応急対策
「第22節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第26節 災害廃棄物処理活動

主管部署	総務部
関係部署	宮城東部衛生処理組合、塩釜地区環境組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害廃棄物の処理	○		
● 障害物の除去	○		○

詳細は、地震災害対策編 P.244 第2章 災害応急対策
「第23節 災害廃棄物処理活動」を準用する。

第27節 教育活動

主管部署	教育部
関係部署	小中学校

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 学校教育施設の応急復旧対策	○	○	
● 社会教育施設の応急復旧対策	○		
● 文化財の応急措置	○		

詳細は、地震災害対策編 P.249 第2章 災害応急対策
「第24節 教育活動」を準用する。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

主管部署	水道部、総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の応急復旧対策	○		
● 下水道施設の応急復旧対策	○		
● 電力施設の応急復旧対策	○	○	○
● ガス施設の応急復旧対策	○		○
● 電信・電話施設の応急復旧対策	○	○	○

詳細は、地震災害対策編 P.264 第2章 災害応急対策
「第27節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第29節 防災資機材及び労働力の確保

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 防災資機材等の調達	○	○	
● 労働者の確保	○	○	

詳細は、地震災害対策編 P.255 第2章 災害応急対策
「第25節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第30節 農林水産業の応急対策

主管部署	産業部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 農業用施設の応急対策	○		
● ため池、堤等施設の応急対策	○		
● 漁港施設の応急対策	○		
● 農作物に関する応急対策	○		○
● 水産物に関する応急対策	○		○

詳細は、地震災害対策編 P.275 第2章災害応急対策

「第29節農林水産業の応急対策」を準用する。

第31節 応急公用負担等の実施

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急公用負担等の実施	○		

詳細は、地震災害対策編 P.278 第2章 災害応急対策
「第30節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第32節 災害種別毎応急対策

主管部署	総務部、建設部
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 火災応急対策	○		
● 危険物等災害応急対策	○		○
● 海上災害応急対策	○		
● 航空災害応急対策	○		
● 道路災害応急対策	○		
● 竜巻等突風災害応急対策	○		

第1. 目的

災害発生時には、消防機関は県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限にとめるため、全機能を挙げて二次災害の拡大防止措置等を行う。

第2. 火災応急対策

1. 組織及び事務機構

(1) 平常時の組織及び事務機構

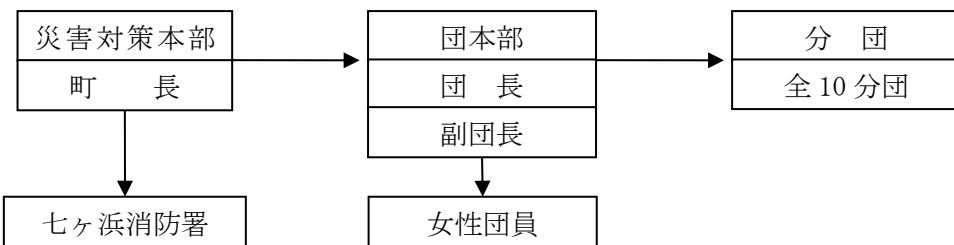
①消防団

名称	管轄区域	業務内容
第1分団	松ヶ浜	1 消防用機械器具の定期点検手入れ
第2分団	菖蒲田浜	2 分団管轄区域内の地水利調査
第3分団	花渕浜・笹山	3 火災予防に関すること
第4分団	代ヶ崎浜	4 火災、水防活動
第5分団	東宮浜	5 その他必要な消防活動に関すること
第6分団	湊浜	
第7分団	要害、御林	
第8分団	吉田浜	
第9分団	遠山、境山	
第10分団	亦楽、汐見台、 汐見台南	

②塩釜地区消防事務組合消防本部

(2) 非常災害時の組織及び事務機構

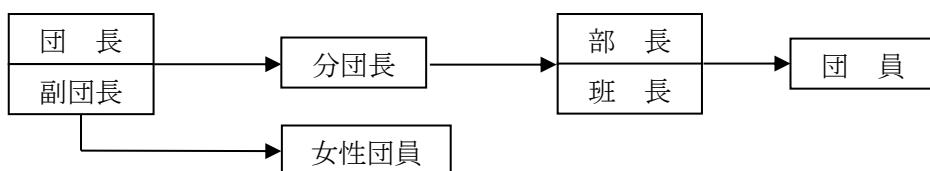
①消防団



②業務内容

団長	①団活動の方針決定、分団活動の指揮統制、本部、署隊との連携
各分団長	①管轄区域又は隣接区域における災害防ぎよ活動 ②消火、警戒、避難誘導、救出、広報等の実施 ③その他災害防ぎよに必要な活動

(3) 通常災害時における消防団指揮系統



2. 消防団員の招集

(1) 火災警報発令時

火災警報が発令された場合、火災が発生すると延焼拡大のおそれがあるため、出動の迅速を期すため、各分団長は、所属分団のポンプ自動車置き場詰め所に待機するものとする。

(2) 通常火災

分団長は、役場等より、分団管轄内の火災通報を受信したときは、電話又はサイレン等により所属分団員に周知を図り、所属分団のポンプ自動車置き場詰め所に参集させる。また、他分団は、火災状況により団長の指示によって参集する。

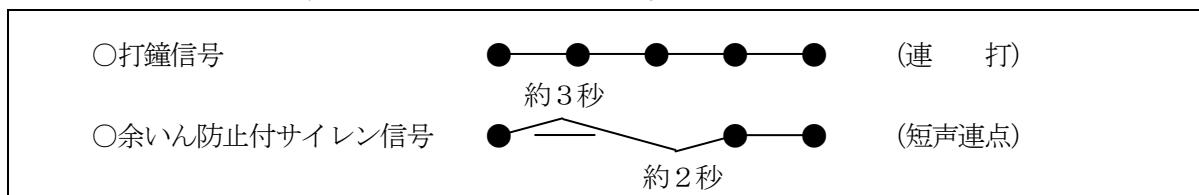
(3) 非常災害時

非常災害時には全消防団員を招集するため、次の方法により順次災害現場に招集するものとする。

- 電話
- サイレン
- 警鐘

この場合は、消防法施行規則（昭和36年4月、自治省令第6号）の別表第1の3

で定める次の非常招集信号によるものとする。



3. 消火活動の基本

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎよにより行うものとする。

①重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

②消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

③市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

⑤火災現場活動の原則

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4. 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(塩釜地区消防事務組合消防本部) 消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

5. 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、消防長及び消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(1) 出火警戒活動

火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

6. 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

7. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行うものとする。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

8. 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

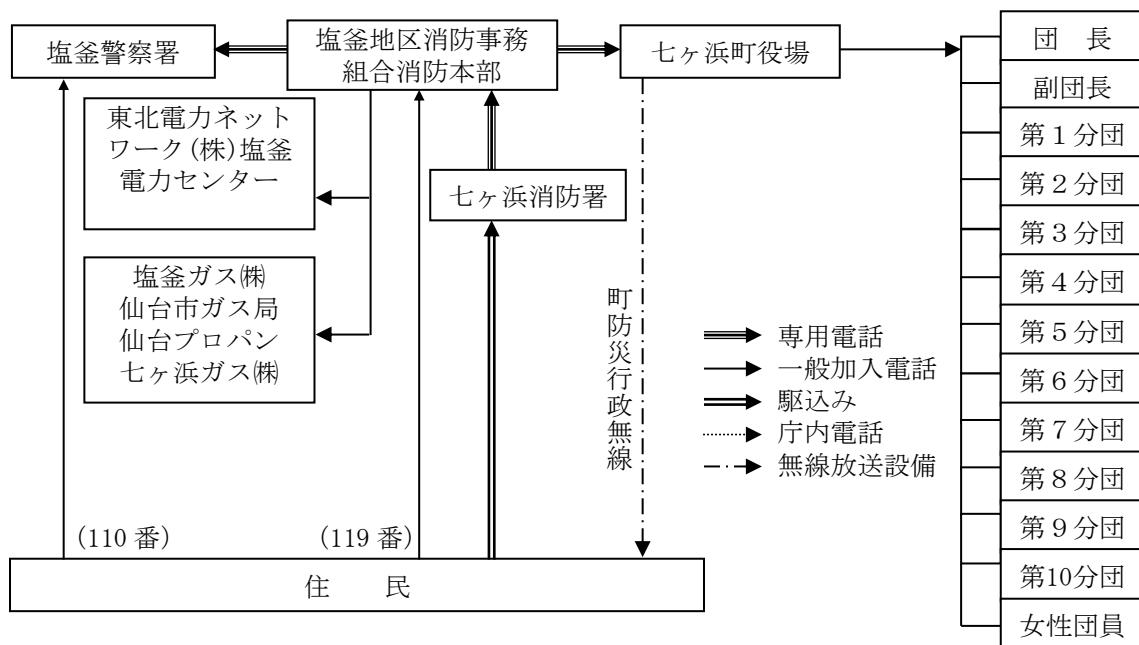
被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

9. 町の措置

地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

10. 通信

火災通報通信系統は次のとおりである。



第3. 危険物等災害応急対策

1. 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、県、町及び消防機関は施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

2. 住民への広報

県、町及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報及び避難の必要性の有無等を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

3. 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じ

て講じるよう指導する。

- 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置
- 初期消火活動
- タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- 防災関係機関との連携活動
- 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに県、宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

大量油の流出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ● オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置をとる。 ● 損傷箇所の修理、その他引き続き油が流出しないよう防止するための措置をとる。 ● 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへ移送を行う。 ● 流出された油の回収を行う。 ● 油処理剤の散布により、流出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。 ● 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
危険物の流出があった	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷箇所の修理を行う。

場合	<ul style="list-style-type: none">● 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。● 薬剤等により、流出された危険物の処理を行う。● 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。● 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。● 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。● 消火準備を行う。
	宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油防除活動を実施する。

4. 高圧ガス施設

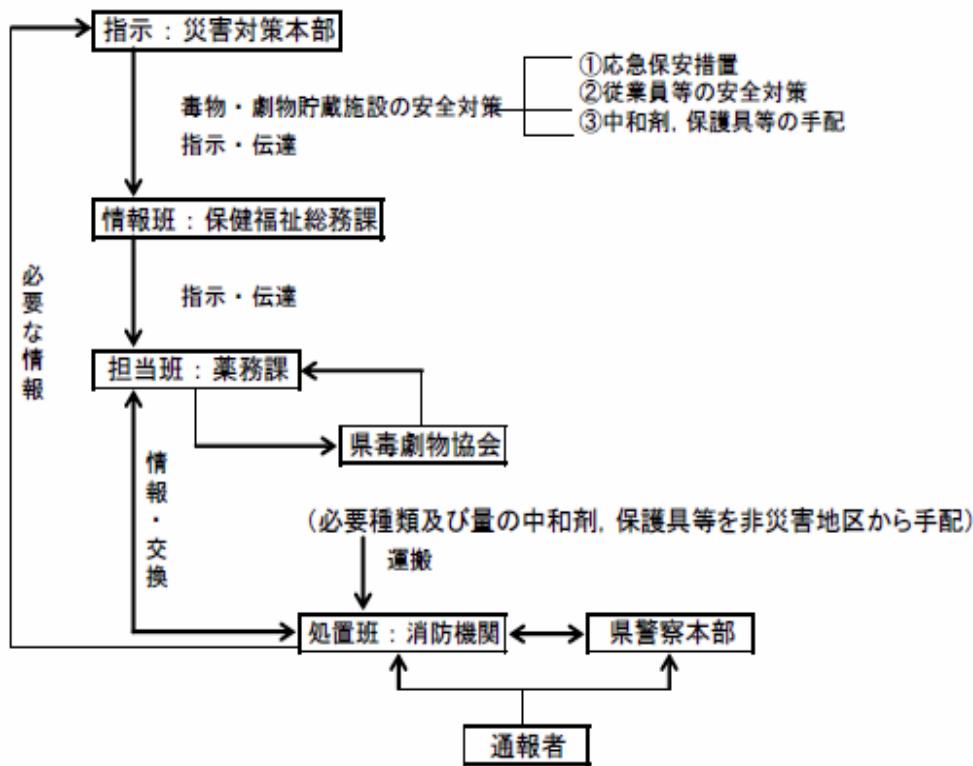
- ①高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- ②県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。
- ③県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- ④関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

【資料編資料5－2 《危険物貯蔵取扱い施設一覧表》を参照】

5. 毒物・劇物貯蔵施設

- ①県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- ②県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
- ③県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- ④毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。なお、毒物劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次図のとおりである。

・情報の収集、伝達及び必要物等の手配



⑤災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じん等（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

【《毒物・劇物関連取扱施設一覧表》に関しては、資料編資料5-3を参照】

第4. 海上災害応急対策

1. 目的

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策を実施する。

2. 町の措置

被害及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

排出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡回警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

3. 宮城海上保安部の海上災害応急対策

(1) 情報の収集及び情報連絡

被害状況及び被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関し情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。

①海上及び沿岸部における被害状況等

- 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- 水路、航路標識の異常の有無
- 港湾等における被害状況

②陸上における被害状況

③関係機関等の対応状況

④その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

(2) 海難救助等

- 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。
- 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。

(3) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用する。

(4) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

- 防除措置を講ずべき者、政府本部及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。
- 危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- 危険物搭載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(7) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災対法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航

空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

(8) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

4. 消防機関の措置

消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

第5. 航空災害応急対策

1. 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

2. 町の措置

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第6. 道路災害応急対策

1. 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

2. 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

3. 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

4. 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、輸送車両、緊急通行車両の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

5. 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第7. 龍巻等突風災害応急対策

1. 目的

竜巻等突風災害に対しては、気象情報の発表にあわせて速やかな応急対策を講ずる。

2. 竜巻注意情報を受けた場合の対応

竜巻等突風の発生確率が高まると、仙台管区気象台より竜巻注意情報が発表される。本町は当該発表を受けた場合は、警戒配備体制をとり情報収集等にあたる。

3. 竜巻等突風災害発生後の対応

竜巻等突風の発生を確認した場合には、速やかに応急対策を実施する。

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

主管部署 全課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害復旧・復興の基本方向の決定	○		
● 事業計画の策定、実施	○		
● 復興計画の策定、実施	○		

詳細は、地震災害対策編 P.284 第3章 災害復旧・復興対策
「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、税務課、町民生活課、長寿社会課、産業課、教育総務課
------	---

詳細は、地震災害対策編 P.288 第3章 災害復旧・復興対策
「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

主管部署	建設課
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 一般住宅復興資金の確保	○		
● 住宅の建設等	○		

詳細は、地震災害対策編 P.297 第3章 災害復旧・復興対策
「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興の支援

主管部署	産業課
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 中小企業金融対策	○		○
● 農林漁業金融対策	○		○

詳細は、地震災害対策編 P.300 第3章 災害復旧・復興対策
「第4節 産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

主管部署	関係課
------	-----

詳細は、地震災害対策編 P.301 第3章 災害復旧・復興対策
「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、町民生活課、長寿社会課、会計課
------	-------------------------------

詳細は、地震災害対策編 P.303 第3章 災害復旧・復興対策
「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

主管部署	総務課、防災対策室、政策課、財政課
------	-------------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 激甚災害の調査	○		
● 激甚災害指定の手続き	○		

詳細は、地震災害対策編 P.304 第3章 災害復旧・復興対策
「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 災害対応の検証

主管部署 総務課、防災対策室

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 検証の実施	<input type="radio"/>			
● 検証結果の防災対策への反映	<input type="radio"/>			
● 災害教訓の伝承	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	

詳細は、地震災害対策編 P.307 第3章 災害復旧・復興対策
第8節 「災害対応の検証」を準用する。